

令和2年度 社会福祉法人ささの会本部 事業計画

社会福祉法人ささの会は、社会福祉法の定める経営の原則に基づき、常に利用者主体のサービスの創出と提供に努め、その人の望む自立した暮らしを目指して支援することを基本理念とし、その目的を達成するため、次に掲げる事業の経営を行う。

第一種社会福祉事業

(イ) 障害者支援施設

第二種社会福祉事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ロ) 一般相談支援事業

(ハ) 特定相談支援事業

(ニ) 児童相談支援事業

(ホ) 移動支援事業

(ヘ) 生活困窮者に対する相談支援事業

公益事業

(イ) 日中一時支援事業

(ロ) さいたま市障害児(者)生活サポート事業

(ハ) 福祉有償運送

令和1年10月12日、関東を襲った台風19号の被害は甚大なものとなり、改めて防災対策の重要性とこれまで以上の準備が急務であることを認識させられた。さらに令和2年初頭から、新型コロナウイルスの感染が世界的に拡大し、現在も国として非常事態が続いている。防災対策、感染症対策に関しては今までの想定を前提とせず、自助、共助、公助の視点から広く対策をとる必要がある。事業所を守る(自助)だけでなく、地域の関係機関、市民との助け合いや連携(共助)と行政との協議(公助)により、障害のある人を守るための危機管理を早急に進めていきたい。

また、国は、社会福祉法人の大規模化を視野に、法人間連携のしくみを推進していくなど、新たな制度を創設する方向に向かっており、今後の動きを注視していきたい。

法人経営については、人材確保の厳しい状況が続く中、「働き方改革」への対応や特定処遇改善加算の導入、最低賃金の引き上げなど、人件費はさらに上がり、経営を圧迫していくと予測される。

こうした状況を踏まえ、経営安定のための工夫、努力に加え、地域ニーズに沿った新規事業の取り組みが必要であり、その準備に力を入れていく。

地元岩槻区における取り組みとして、令和元年度にさいたま市で初めて、「岩槻区地域部会」が設置され、区単位の協議の場ができた。岩槻区では、個別具体的な地域課題への取り組みにつながるよう、5つの事業別部会を設置しての活動も実を結んできている。

さらに令和2年4月1日より、ささぼしは、さいたま市基幹相談支援センターを受託することとなった。ささの会として、地域機関との連携のもと、地域部会の活動を岩槻区に定着させ、さいたま市全区で同様の取り組みが進むよう、基幹相談支援センターとしての機能を整備していきたい。

ささの会は、一人ひとりの職員が地域の障害福祉を牽引していくという自負を持って業務に臨むとともに、社会的経済的課題を抱え、サービスの届きにくい人へのサービス提供を、社会福祉法人の責務と捉え、積極的に行っていきたい。また、利用者の権利擁護を根幹に据え、これからも一人一人の意思を尊重した支援を、各事業所において具体的に実践していく。

これらを踏まえて、令和2年度に重点的に取り組む事項を以下の通りとする。

【本部重点事項】

- I 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
- II 社会福祉法の理念に基づく公共性の高い法人運営と財政基盤の安定
- III 人材確保・育成と「働き方改革」に対応する処遇改善
- IV 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築
- V 地域ニーズに基づいた事業所運営と、支援の隙間を埋めるサービス体系の整備
- VI 災害、感染等の対策と事業継続を踏まえた危機管理の強化

【事業内容】

1 社会福祉法に基づく透明な法人運営

- 1) 評議員会の開催
 - (1) 年3回（6月、1月、3月）の評議員会の開催
- 2) 理事会の開催
 - (1) 理事会の開催（年3回以上）
- 3) 運営協議会の運営
 - (1) 運営協議会の開催（年1回）
 - (2) 法人部会の開催（年4回）
 - (3) 利用者部会の開催（年3回）
 - (4) 家族部会の開催（年2回）
- 4) 情報の公開
 - (1) SNS、ホームページ等を活用した情報公開、法人パンフレットの作成
 - (2) 利用者代表・家族に向けた法人事業説明会の開催（7月）
- 5) 組織機能の強化
 - (1) コンプライアンスを重視する法人経営と意識向上
 - (2) 法人事務局の適切な運営と機能強化
 - (3) 各事業所における組織力、チーム力の向上と事業所間の連携強化
- 6) 家族との連携
 - (1) 法人事業報告会の実施（7月）
 - (2) 運営協議会・家族部会の運営を通じた、意見交換の活性化
 - (3) ささの会サポーターズクラブを活用した連携の推進と情報発信の強化

2 公益的取り組みの推進

- (1) 様々な事情で民間のサービス利用が難しい人の受け入れ
- (2) 岩槻区地域部会、顔の見えるネットワーク会議等の取り組みを通じた、ネットワークづくりの推進
- (3) 居宅介護等、公的な制度サービスでは対応できない、在宅の人への自費サービス（自主事業）の提供の継続
- (4) 低所得や生活困窮者への支援及び「彩の国あんしんセーフティネット事業」の実施

3 財政基盤の安定

- (1) 適正な予算執行
- (2) 中長期事業整備計画および大規模修繕計画の策定（法人プロジェクトの立ち上げ）
- (3) 地域ニーズに即応した新規事業の検討（従たる事業所等の日中活動の場等）
- (4) 業務の効率化と適正な職員配置

4 人材確保・育成と「働き方改革」への対応

- (1) 令和3年度人材確保計画の策定と中長期対策の検討
- (2) 採用に関する業務（採用、実習受け入れ、広報等）の整備の継続
- (3) 「働き方改革」に合わせた就業規則の見直し等、コンプライアンス体制の強化
- (4) 特定処遇改善費を活用した職員処遇の改善と、職員のモチベーションの向上
- (5) キャリアパス制度と連動する昇格制度の見直しと給与体系の改善
- (6) 障害者の雇用促進（ぽとふ館）と定着支援
- (7) 法人研修委員会を中心とした法人研修計画の策定と各事業所の計画による研修実施
- (8) 法人プロジェクトの立ち上げ、運営など、他の事業所との交流を通じた職員育成
- (9) 岩槻区地域部会、顔の見えるネットワーク会議等の地域研修を通じた職員育成
- (10) 資格取得に関する支援の強化

5 権利擁護の徹底と意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践

- (1) 権利擁護の徹底
 - ・利用者を中心とする虐待防止体制及び苦情解決体制の推進
 - ・利用者・職員合同の虐待防止研修の実施
 - ・運営協議会と連動した利用者自治会活動の実施
 - ・法人事業所、他事業所との職員交流による風通しのよい職場づくり
- (2) 意思決定支援を根幹に据えた利用者主体の支援の実践
 - ・意思決定支援ガイドラインに基づく意思決定支援の実施
 - ・サービス管理責任者の業務の整理とサービス等利用計画と連動した個別支援の強化
 - ・利用者へのわかりやすい情報提供、体験の機会の保障と「発言の場」づくり

6 岩槻区におけるネットワークの推進と包括的・総合的な支援システムの構築

- (1) 基幹相談支援センターの受託、運営
- (2) 「岩槻区地域部会」の企画運営
- (3) 法人の指定特定相談事業所の運営強化（組織再編等）と相談支援専門員の育成
- (4) 地域生活支援拠点の実施に向けた、地域の関係機関との協議
- (5) さいたま市岩槻区顔の見えるネットワーク会議や事業所部会の企画運営等を通じた、地域の関係機関との分野や領域を超えたネットワークづくりの推進

7 地域ニーズに基づいた事業所運営と支援の隙間を埋めるサービス体系の整備

- (1) 地域ニーズの把握と中長期法人事業計画の策定
- (2) 地域生活支援拠点の整備を視野に入れた機能強化
 - ・短期入所事業・さいたま市緊急一時保護事業等による緊急時の受け入れ
 - ・グループホーム等における体験利用の促進と施設からの地域移行や一人暮らしへの移行支援の体系化（居宅介護事業の活用）
- (3) 暮らしの場と働く場の新たな創出
 - ・単身型、サテライト型など、多様な形態のグループホームの増設の準備
 - ・地域の中に作業スペースを確保し、日中活動の充実、社会参加の促進を目的にどうかんの職住分離を進める。
- (4) 強度行動障害、医療ケアのニーズなど、地域において対応が難しい方への支援の推進と人材育成

8 地域に根差した事業所運営

- (1) ささの会サポーターズクラブの取り組みを通じた地域交流の実現
- (2) 自治会活動、施設行事、地域行事、学校交流等を通じた地元住民との交流
- (3) SNS など様々な媒体を活用した法人情報の発信

9 安心・安全な事業所運営

- (1) 危機管理に関する法人プロジェクトの立ち上げ
- (2) 法人総合防災計画の改定
 - ・ 防災計画の職員周知の徹底と意識の向上
 - ・ 防災計画に基づく避難訓練の定期実施、備蓄品（食料、寝具、発電機、）の準備
 - ・ 緊急連絡体制の整備
 - ・ 地域との連携強化
- (3) 防災・防犯に関わる地域や関係機関との協力体制づくり
- (4) 福祉避難所運営についての行政・地域との協議の場づくり
- (5) 感染症対策の見直しと対策マニュアルの改訂
- (6) BCP（事業継続計画）導入の検討